

平成２２年（１月～１２月）における下請法違反事件勧告状況

番号	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)
1	コイズミ物流㈱【措置請求】	役務	H22.1.27	減額(取扱手数料)	30	37,151,656
2	諸星運輸㈱	役務	H22.1.27	減額(値引き等)	3	17,832,868
3	丸眞㈱	製造	H22.1.29	減額(歩引, 金利引)	15	17,934,880
4	㈱とりせん	製造	H22.2.2	減額(仕入割戻金等)	32	10,666,388
5	ルビコンエンジニアリング㈱	製造	H22.3.24	減額(協力値引き等)	27	10,867,771
6	日産サービスセンター㈱【措置請求】	役務	H22.4.16	減額(レス等)	35	23,653,822
		修理				
7	日本エース㈱	製造	H22.4.21	減額(支払加工料値引)	47	13,259,887
8	㈱ハンズマン	製造	H22.4.22	減額(早期決済奨励金等)	14	10,249,880
9	㈱ユニオン	製造	H22.9.27	減額(歩引)	125	32,330,891
10	㈱ハニース【措置請求】	製造	H22.9.28	減額(各店商品振分け等, 返品)	115	136,182,776
11	㈱エスエスケイ	製造	H22.9.28	減額(支払歩引き)	24	12,720,493
12	トステムビバ㈱	製造	H22.10.21	減額(定時割戻し, 為替割戻し等)	51	51,839,842
13	ドギーマンハヤシ㈱【措置請求】	製造	H22.11.29	減額(販売協力金, 早期決済手数料等)	12	31,374,686
計					530	406,065,840

(注) 1 違反に係る下請取引が複数分野ある案件では、「分野」欄の上段にあるものが、違反行為を主として行った委託取引である。

2 「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事案である。